

インクルーシブ教育の実現に向けた校内支援体制の構築

横浜国立大学教職大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
武田 翼

1. はじめに（インクルーシブ教育の背景）

平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成 20 年 5 月に発効された。日本は平成 19 年 9 月に同条約に署名し、平成 26 年 1 月 20 日付けで国際連合事務局に批准が承認された。教育分野においては、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた検討が、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」にてなされ、これを受けて、平成 24 年 7 月に同分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）が出された。

神奈川県では学校教育の基本的な考え方の一つに「共に学び共に育つ教育」の充実・推進を位置づけている。平成 29 年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜では県内 3 校において知的障害のある生徒（B 2 程度）対象の連携募集が開始された。平成 28 年度からは本校が神奈川県教育委員会の委託を受け、「インクルーシブ教育推進地域研究委託事業」に取り組んでいる。その中で、障害のある子どもができるだけ普段は通常の学級で学びながら、必要な時に、別の場で適切な支援を受けられる「みんなの教室」のしくみづくりを進めている。

2. 研究の目的と所属校の課題

インクルーシブ教育は特別支援教育の延長線と捉えられることが多く、一部の児童生徒の教育であるかのように語られることもある。しかし、インクルーシブ教育こそ小・中・高校、特別支援学校をはじめとする全ての教育機関で推進していかなければならない。そして、インクルーシブ教育こそ「通常の学校の教員に求められる資質・能力」が重要であり、「インクルーシブ教育システムにおける通常の学校の教員の資質・能力」と重なる点が多い。授業づくり、学級経営、児童生徒理解、保護者対応、教員としての心構えがそれらにあたる。

これまでインクルーシブ教育推進地域研究委託事業のパイロット校として「みんなの教室」に関わる研修を実施してきた。現在も、目指す学校像として「インクルーシブな学校」を挙げ校内研究もおこなわれている。しかしながら、日々の教育活動に追われながら授業をこなしているのが精いっぱいであるようである。研究授業の際に書かれる、インクルーシブな視点としては、場の構造化（掲示物）や ICT の一部活用によるものがほとんどである。生徒全員が積極的に参加できる授業づくりには行き詰まり感が見られる。それらの現状から一步前に踏み出すために、校内研修を実施する。

特に、教職員の資質・能力の向上は喫緊の課題と言える。①授業デザイン ②学級・学年経営 ③障害の特性理解についての研修をおこない、障害のある子どもにも障害があることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子ども、そしてすべての子どもにとって良い効果をもたらす必要がある。そのためには教職員のこれまでの経験に加え、質的な公正さの認識を高める必要がある。そのために障害特性の正しい理解を高め、生徒目線での授業や学級での課題を明確にしながら、改善点や新たな気づきを研修を通して探っていきたい。

3. 最後に（研究の効果測定）

本研究が学校現場でどのように生かされ、また教職員の意識向上につながったのかを検証する必要がある。効果測定方法として、「カークパトリックモデル」を用いて、4 段階の測定をおこなう。特に、今年度はレベル 1 のリアクション（反応）とレベル 2 のラーニング（学習）に焦点化し、次年度にレベル 3 のビヘイビア（行動）とレベル 4 のリザルト（結果）に拡大する予定である。各研修において効果測定に必要な指標を洗い出しておき、研修の目的やねらい、テーマによって、どの指標を使うかの基準をあらかじめつくっておく。